高知市立城東中学校 いじめ防止基本方針

第1章 いじめ防止等のための対策に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、内面を深く傷つけ、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめの発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識と行動を育成することになる。また、いじめが発生した場合、迅速かつ効果的な対応を組織的に行っていく必要がある。

そのために、従来より人権教育を教育活動の基盤として取り組んできたが、今後もより一層生命や 人権を大切にする精神を貫く教育実践を推進し、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つ かけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に 立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「『タンポポ魂』の育成」を教育目標とし、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動できる生徒 豊かな心をもち、たくましく生きる生徒 互いに個性を尊重し、認め合い、高め合える生徒を育てるために、授業改善、学習指導の充実、自尊感情の育成、道徳教育の充実、不登校生徒の支援充実、地域連携を柱として日々の教育活動に取り組んでいる。特に本校は人権教育を基盤として自尊感情の育成や生徒の心に寄り添うことを重点に取り組んでいるが、あらためて「いじめは重大な人権侵害事象である」との認識のもとに、防止のための指導、発生した場合の対策を明確にするために、ここに『城東中学校いじめ防止基本方針』を定める。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条において、『「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する 学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった 児童等が心身の苦痛を感じているものをいう』と定義されている。

具体的ないじめの態様は,以下のようなものがある。

- ▶冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ▶仲間はずれや集団による無視をされる
- ➤軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ▶ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ➤金品をたかられる
- ➤金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ➤嫌なことや恥ずかしいこと, 危険なことをされたり, させられたりする
- ▶パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷を書き込まれたり、画像や映像を不本意にとられたり、ネット上に流されたりする等
- 3 いじめ防止のための組織
 - (1) 名称

「いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、各学年代表、養護教諭

人権教育主任(必要に応じて),研究主任(必要に応じて),道徳教育推進教師(必要に応じて) SSW(必要に応じて),SC・学C(必要に応じて),担任(必要に応じて) その他(必要に応じて)

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定及び改訂
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- (4) 委員会は、校長が主宰する。(進行は生徒指導主事)
- (5) 委員長は、学校長が、その任に当たる。
- (6) 委員長は、全体を統括する。

4 取り組み状況の把握と検証(PDCA)

いじめ防止対策委員会は、年4回、検討会議を開催し、取り組みが計画どおりに進んでいるかの確認、いじめに対応したケースの検証、学校基本方針や計画の見直しなどを必要に応じて行う。

第2章 いじめ防止

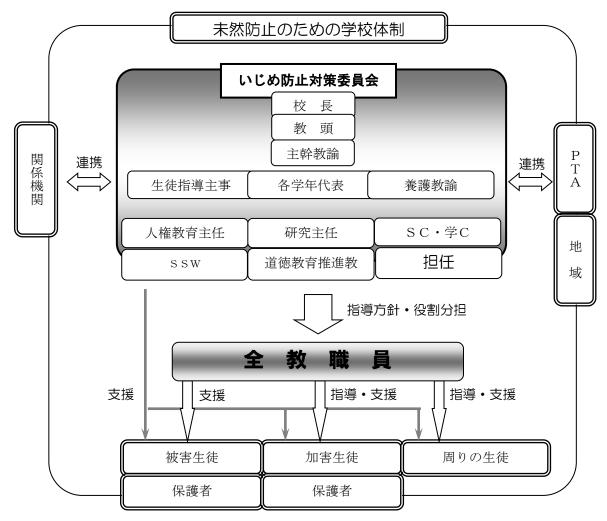
1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級において、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための体験や気づき、価値付けが必要である。そうした取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

そのために、「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめの未然防止に向けた取り組みを検討し、教職員が一丸となって取り組んでいく。その際、いじめは重大な人権侵害だという認識のもと取り組みを行っていく。また、今まで生徒指導委員会を中心に行っていた未然防止に向けた取り組みも、「いじめ防止対策委員会」でのチェックや検討をもとに連携して取り組みを行っていく。

「いじめ防止対策委員会」での年間計画や校内研修の実施計画をもとに、研究推進委員会、生徒指導委員会、不登校対策委員会のそれぞれの分野で取り組みや活動を行う。実施した活動は「いじめ防止対策委員会」にて実施方法や活動内容を報告し、「いじめ防止対策委員会」で課題を共有し、今後の取り組みや活動について企画立案し、それを研究推進委員会、生徒指導委員会、不登校対策委員会のそれぞれの分野で実行していく。



全ての生徒が、安心・安全に学校生活を送るために、全教職員がいじめについての基本的な考え方を 共有し、いじめは絶対に許さないという考えのもとで、すべての教育活動を行う。そしていじめの未然 防止に向けて、「いじめ防止対策委員会」で検討された指導方針をもとに、各教科や総合的な学習の時間、 道徳や特別活動や学校行事等を通じて、いじめをしない、させない、ゆるさない集団づくりを行ってい く。その際、特に人権教育と関連させて取り組みを行っていく。また、いじめをゆるさないという感覚 を、教職員だけでなく生徒や保護者にも啓発していくことが大切であり、学校と家庭とのより一層の連 携を図っていく。

2 いじめの防止のための措置

- (1) 日頃からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対しては、いじめに対する考え方や未然防止の実施方法、いじめ事案への対応方法等について校内研修を実施する。
 - 生徒に対しては、人権教育を中心にいじめをしない、させない、ゆるさない集団づくりを実施する。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自尊感情を育成し、自他の存在を認め合い、 尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てること が必要である。

そのために、学校行事や特別活動、総合的な学習の時間等を通じ、生徒同士がコミュニケーションを図る場面を積極的に作り、なおかつ達成感を全ての生徒に持たせるような活動方法を検討し、 実施していく。

- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、学校教育全般に置いて、生徒の様子を 観察し、その様子を踏まえて常に教育活動を改善して行くことが肝要である。
 - ○分かりやすい授業づくりを進めるために、研究推進委員会を中心に「全員参加の授業づくり」 「わかる授業」づくりを目指した授業方法の研究や研修会を行い、絶えず研鑽と修養に努め、 実践していく。
 - ○生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、研究推進委員会・生徒会・体育部・ 学年部会を中心に、活動内容や効果的な方法について検討し、実践していく。
 - ○ストレスに適切に対処できる力を育むために、相談活動やカウンセリングに努める。
 - ○いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等,指導の在り方に注意を払うため,校 長,教頭,主幹教諭,生徒指導主事が教職員の日常の教育活動について,連携,協力する。ま た,教職員同士が授業等をお互いに観察し,適切な指導助言を行っていく。教職員の不適切な 言動等がないように校内研修会を実施していく。
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育むために、授業で生徒一人ひとりが活躍できるような場をつくる等、 日々の授業での活動を考え、実践していく。さらに特別活動や学校行事での取り組みでも、自己有 用感や自己肯定感を育むねらいを念頭に、日々の教育活動を実践していく。
- (5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、生徒会活動におけるいじめ撲滅の取り組みの実施や道徳の時間や人権教育を通じて学ぶ機会をつくっていく。また、いじめアンケートの実施から、いじめに特化した学びを深め、広めていく取り組みを実施していく。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多く見られる。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ, 教職員には, 何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性, 隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力, よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められる。

○ (生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないこと)

生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないことが大切であり、そのため、全ての教職員が、全ての生徒に対して絶えず生徒が示す小さな変化を見逃さないようにする意識を持つことが大切である。 担任や教科担当も、自分が担当している生徒だけでなく、目に映る全ての生徒の様子を観察することが大切である。

○ (教職員が積極的に生徒の情報交換を行い,情報を共有すること)

絶えず教職員が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有することで、今後の対応方法について 検討し、実施することができる。生徒の様子を観察することについても、様々な場面で関わる全ての 教師が意識して観察することができ、重大事案に至る前に状況に介入できることにつながる。情報交 換の場については、定期的な学年会の場や生徒指導委員会だけでなく、気になる様子等があったとき には、まず学年会で情報共有することが大切である。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法として、学校生活アンケートは、全校生徒対象に6月、11月に実施する。定期的

な教育相談としては,各学期に教育相談期間を設ける。日常の観察として,授業時間はもとより生徒 との休み時間での活動にできる限り参加し,授業では見られない生徒の様子の把握に努める。

- (2) 保護者と連携して生徒を見守るため、生徒理解のための資料や家庭訪問、懇談会をもとに生徒の家庭環境や、家庭での様子を把握し、学校での様子や行動の観察から、少しでも変わったところがあれば保護者と連絡を取り合うようにしていく。また、保護者からも家庭での様子で少しでも変わったところがあれば連絡をしてもらえるように、日頃からの良好な関係づくりに努める。
- (3) 生徒,その保護者,教職員が,抵抗なくいじめに関して相談できる体制として,まずは生徒からの相談に関しては担任を基本としながらも,授業等で関わりのある教職員や,そして生徒指導主事や養護教諭が窓口として挙げられる。特に養護教諭は生徒との関係からも相談窓口となりやすく,担任と共に重要な鍵となる。保護者からの相談に関しても担任を基本としながら,学年主任や生徒指導主事や,養護教諭,教頭が窓口として挙げられる。教職員に関しても,まずは当該学年や担任を基本としながら,従来からの生徒指導委員会や「いじめ防止対策委員会」,教頭,校長への相談もあげられる。いずれにせよ,生徒や保護者にとっていじめに関する相談をしやすい体制を整え,誰が相談を受けても学校として情報を共有し,しっかりと対応できるように努めていく。
- (4) 学校通信や学校ホームページ,各学年だより等により,相談体制を広く周知する。 「学校評価」や「いじめ防止対策委員会」,「学校運営協議会」などでの確認により,適切に機能しているかなど,定期的に体制を点検する。
- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについては、慎重に取り扱い、外部に漏れることのないように厳重に管理する。情報を開示するような場合は、必ず校長、教頭に相談し、「いじめ防止対策委員会」で検討した上で開示する。

第4章 いじめに対する考え方と対応

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象では、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓 化を行い教育課題へと高めることが大切である。

いじめ発生時の具体的な対応は、「児童生徒の問題行動に対応する基本的な考え方(高知市教委発行)」 に則り対応する。また、重大事態発生時には「重大事態発生時の対応ガイドライン」に則って対応し、 外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合,ささいな兆候であっても,いじめの疑いがある行為には,早い段階から 的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為に適切に対応し、 事後の指導も行う。いじめに発展していないと教員や保護者が認識している場合であっても、周りの 生徒等から聞き取りするなど、正確な状況の把握に努める。また、上述のような場合であってもけん か等によりけがを伴っているような場合,重大事案態に相当する可能性もあることからそれに沿っ て調査を継続する旨を保護者に説明し了解を得るように努める。生徒や保護者から「いじめではない か」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や生徒指導主事・管理職等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織(いじめ防止対策委員会)と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に 通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

(1) いじめた生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめ防止対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラー等の協力を得て対応を行う。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。 いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の非に気づかせる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導に当たり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力 を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを 受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育 てることを通じて、行動の変容につなげる。

また,同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」,見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても,そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては,いじめによる苦痛だけでなく,孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っている ことが考えられることから、全ての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、 必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際,被害・加害の生徒たちだけの問題とせず,学校の課題として解決を図る。

全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、全ての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、 自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。

体育祭や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めるとともに、早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努めるようにする。
- (2) 生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する 相談の受付など、関係機関の取り組みについても周知するようにする。
- (3) パスワード付きサイトやSNS、携帯電話メールを利用したいじめなどについては、大人の目に 触れにくく発見しにくいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においても これらについての理解を求めていくようにする。

第5章 その他

過去の事例をみると、いじめの被害者が以前は加害者であったり、また、いじめの加害者が以前は被害者であったりすることがある。特に以前被害者であった生徒が加害者となっていた場合、過去のいじめの被害者となっていた件についても丁寧に対応していく必要がある。グループ内で標的とされる生徒が代わっていき、とりわけグループ内のほとんどが加害者であり被害者であるという場合もある。その点から考えても、未然防止に対しては、日頃の生徒の人間関係や学校生活の様子などをつぶさに観察していく必要がある。学校教育全般を通じて、コミュニケーション力の育成、規範意識の醸成、基本的生活習慣の確立、学力向上、人権教育を中心とした集団づくりに力を注いでいくことが重要である。

また、携帯電話やスマートフォンに興味、関心が強まり、その所有率が高くなることから、これらに関連したいじめが多く発生している現状がある。今後は、情報教育や情報モラル教育を推進していくとともに、保護者への啓発も一層大切になってくる。保護者からの話では、周りが携帯電話を持っている中で一人だけ持っていないと仲間外れにされるのでは、という不安から持たせてしまうケースも多いと聞く。

学校と保護者、保護者同士の連携も図りながら、有効なコミュニケーションツールとして活用できるようにしていきたい。

チェックリスト

学校におけるいじめの防止等の取組に関して、全教職員で共通理解し、組織的に実行できているかを ふり返り、当てはまる数字に〇をしてください。

4...よくできている 3...おおむねできている 2...あまりできていない 1...できていない

1 いじめの防止のための取組

	項目	チ	エッ	ク	
授業づくり	行っている	4	3	2	1
学校づくり	全ての生徒が参加できる授業づくりに努めている	4	3	2	1
作回 ごんり	互いのよさや違いを認め合う集団づくりに努めている	4	3	2	1
生徒埋解	生徒理解や人間関係の把握に努めるとともに,生徒一人一人と会話するよう 心がけている	4	3	2	1
	生徒指導の視点を大切にした授業づくりについて,全教職員が共通して取り 組むよう努めている	4	3	2	1
	生徒が「死ね」「うざい」等,人を傷つける言葉を発した時には,その場で注 意・指導するよう努めている	4	3	2	1
	教師の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたりいじめを助長したりすることの無いよう、細心の注意を払っている	4	3	2	1
上	いじめ認知の視点について,教職員間で定期的に確認している	4	3	2	1

2 いじめの早期発見,早期対応等

項目			チェック			
いじめの 発見	日常の観察に加え、アンケートや面談、個人ノートなどを活用し、生徒の実態 把握に努めている	4	3	2	1	
	いじめの疑いや気になる兆候が見られる場合には, 校内の「いじめの防止等の対策のための組織」 に報告し, 複数の教職員で情報を共有したうえで見守るようにしている		3	2	1	
	生徒の人間関係等を観察しながら、「もしかして、いじめではないか」という 視点を常に意識している	4	3	2	1	
	被害生徒や情報を提供してくれた生徒を守り通すことを前提に,組織で迅速 に対応することに努めている	4	3	2	1	
	加害生徒への指導について,その行為に対しては毅然とした態度で指導をしたうえで,行為の背景などに寄り添い,根本からの改善に努めている	4	3	2	1	

3 家庭や地域の関係団体等との連携促進

項目	チ、	エッ	ク	
学校行事や学級での出来事などについて、学級通信等で情報発信するよう努めている	4	3		1
生徒の様子で気になることがあれば、大小にかかわらず家庭へ連絡したり、保護者から 聞き取ったりするよう努めている	4	3	2	1
PTA活動や地域の行事などに進んで参加するよう努めている	4	3	2	1

年間活動計画

月		関連する教育活動		いじめ防止対策委員会
		いじめに係る取組内容 項目番号	サイクル	取組内容
4	職員会議・校内研修	いじめ防止基本方針の確認 ① 運営方針と役割分担の確認 ③	Р	
	学級開き	いじめ防止に関する児童等への説明 ①	D	
	参観日・PTA総会	いじめ防止に関する保護者への説明 ①	D	運営方針と役割分担の 確認
5	情報モラル研修	情報機器利用・ネットいじめ ④	D	
6	生徒総会	いじめ問題に係る取組 ①	D	
	支部人研	教職員の人権感覚の向上 ④	D	
	Q-Uアンケートと個人面 談の実施	いじめ防止基本方針の評価 ⑥	С	
	学校生活アンケート	いじめの早期発見・早期対応 ②	С	調査結果集約·対応検討
	検討会議	ケース検討・進捗確認と来学期に向けて	С • Р	
	学校運営協議会	いじめの取組の評価・改善 ⑥	С·А	いじめ防止基本方針の 修正
	学期末懇談	いじめに係る情報収集 ②	D	
	校内研修	講師招聘によるいじめ対応研修 ④	D	
8	教職員検証	チェックリストによる検証(1回目) ⑤	С	いじめに係る取組の中 間検証
9	個人面談(児童生徒)	いじめの早期発見・早期対応 ②	D	
10	文化祭等	人間関係作りの取組 ①	D	
11	学校生活アンケート	いじめの早期発見・早期対応 ②	D	調査結果集約·対応検討
12	検討会議	ケース検討・進捗確認と来学期に向けて	С•Р	
12	学期末懇談	いじめに係る情報収集 ②	D	
	個人面談(児童生徒)	いじめの早期発見・早期対応 ②	D	
	学校評価	いじめ問題に係る取組の評価 ⑥	С	
	教職員検証	チェックリストによる検証(2回目) ⑤	С	
	学校生活アンケート	いじめの早期発見・早期対応 ②	D	調査結果集約
	学校運営協議会	いじめの取組の評価・改善 ⑥	$C \cdot A$	
	検討会議	ケース検討・進捗確認と年度末総括	$C \cdot P$	
3	検討会議	いじめ防止基本方針の変更案の検討 ⑥	Р	いじめ防止基本方針の 変更案の検討
	職員会議	次年度いじめ防止基本方針の決定 ⑥	Р	いじめ防止基本方針の 変更

*項目番号

- ① いじめ防止のための取組
- ② 早期発見・早期対応の在り方
- ③ 教育相談体制・生徒指導体制の確立
- ④ 教員の資質向上に資する校内研修の充実
- ⑤ チェックリストの作成・実施
- ⑥ 基本方針のチェックと見直し (PDCAサイクル)